

ごみ焼却処理施設について

1 方針

朝霞市とのごみ処理広域化について、協議を開始する。

2 これまでの経緯

平成 25 年 10 月

埼玉県が示している「ごみ処理広域化計画」において、一般廃棄物の広域処理を推進していることから、朝霞市とごみ処理に係る広域化の検討を開始した。

平成 26 年 3 月

朝霞市と和光市で広域化して建設する場合の、ごみ焼却処理施設の施設規模を賄う建設候補地が両市ともになく、また、朝霞市が新たなごみ焼却処理施設の建替え時期が合わない事から広域化については凍結した。

平成 29 年 6 月

市長の政策実行計画に基づき、和光市内でごみ焼却処理施設の建替えをすることとした。併せて周辺自治体と広域化について協議を再開した。

平成 30 年 6 月

周辺自治体との協議が整わず、朝霞市のごみ焼却処理施設が延命化により完成時期を遅らせることが可能となり、和光市の稼動時期と整合が図れることになったため広域化について協議を再開する。